

4月、川口太陽の家の近くに入所施設はれが開所する。公的補助を得る事業として粘り強く行ってきた全国や埼玉の運動の成果を確認した。40名の入所の決定の過程での様々な議論を通して、暮らしの場の拡充への新たな課題が確認され、1月に行われた「暮らしの場準備会全体会」では、次の運動に向けて出発点となりうる意見がそれぞれの立場から表明された。「不本意な家族依存から離れ、この町に暮らす場と仲間を得ること」が権利だと確認し、施設をつくる前よりも多くの課題があると確認した。

入所施設整備は、一方で6億円に及ぶ多額の自己資金を要した。借り入れが3億5千万円、20年かけての返済となる。当面、法人の経営に影響を与える状態になる。公的補助制度の拡充なくして福祉の充実はないと認識し、求める運動に取り組む必要がある。「社会福祉を進める責任は国・自治体にある。」という原則的な立場での共同を進める。

1. 情勢及び社会福祉事業に関わる方針

①福祉の市場化

市場化の流れは、社会福祉の分野にまで広がり、営利企業の参入はグループホームなど暮らしに関連する分野にまで及んでいる。使えるサービスの利便性が広がっているとされる一方で、親と子、家族と仲間の要求の乖離が話題になる。事業と利用者など含めて様々な関係が分断される状況がある。

⇒福祉事業の質を高め、よく生きたいという願いを、共通の願いにしていける共同を広げる。

行政交渉とともに、地域や社会に権利としての福祉を実現するための取り組みを進める。

②我ごと丸ごと共生社会

世代、分野を超える福祉の統合を、自助、互助及び福祉の産業化を柱に推し進めようとする方向に対して

⇒それぞれの分野における福祉の質の向上を、各法の充実と必要な専門性の確保の中で実現させていく運動を進める。実践的な見方や発達保障の考えを広げる。

権利としての福祉の充実を求め実現する運動を、個別の実態に即して進め、また、幅広く連携して進める。

⇒事業と障害当事者の共同を進める。障全協、障埼連の運動を進める。

⇒権利としての福祉を進める分野を超えた経営全国組織に参加する。

③地域社会に貢献する取り組みの責務化

⇒みぬま福祉講座などを通じた取り組みの拡充。

児童発達支援の応益負担の免除などを実施している。

みぬまらしい地域との共同の視点を持った取り組みを進める。

④建物の広さや条件を要さない事業の増大、施設整備費補助の大幅な減額、営利事業の参入拡大

「事業は事業者の責任で行う。」という傾向が強まっている。

⇒施設整備基準の適正化及び施設整備費補助の増額を求める。一人当たり面積などの算出根拠を明らかにした補助基準に改め、補助率を上げさせていくことが必要になる。

⇒事業は公的補助による整備をめざす。

⑤暮らしの場の不足は深刻。

国は入所施設の削減方針を維持しているが、昨年全国で10か所を補助対象にしている。日中支援型のホーム、地域生活支援拠点などの新事業が出てきた。

⇒入所施設の必要を社会的な合意として公的整備を可能とする状況を作る。暮らしの場の創設を青年期の自立要求にこたえる事業として取り組む。

⇒グループホームは相変わらず厳しい運営環境にある。新たなグループホームの整備を進めるためにも、既存のホームに安心して利用し続けられる環境、運営を目指すことが課題になる。

⇒重度の仲間が安心して利用できるグループホームの創設について検討を始める。日中支援型ホームについて検討する。

- ⇒ロングショートの日数制限について対策する。
- ⇒しらゆりの家型のショートステイ施設を他地域にも広げるように取り組む。
- ⑥福祉を担う職員の不足は事業の実施や継続を脅かすほど深刻になっている。
⇒職員確保の具体的な取り組みを進める。
他の事業所分野とも共同して進める。
福祉職員の待遇改善を求める運動を福祉労働の質の向上の視点を持って進める。
- ⑦福祉医療機構の退職金共済への補助の廃止は、28年度新規採用者から適用され財政への影響は次第に大きくなってきている。
⇒補助の復元を求める運動を進める。
退職金共済自体への加入は当面堅持する方針だが、現実的な影響は確実に増していくことになるため、対応策について組合との協議が必要になる。
- ⑧子どもの療育に応益負担が残されている。3歳4月から学齢までの自己負担はなくなる。
⇒子どもの療育の応益負担を廃止するための運動を進める。
児童発達支援事業の自己負担の免除を継続する。
- ⑨重症心身障害の人が安心して通所できる制度がなくなっている。
⇒看護師・PTなどの専門職が常駐できる通所施設の制度の創設を求める。
- ⑩卒後の進路は依然として厳しい。営利の参入など子の願う進路にならない傾向が強まっている。
⇒ねがいに基づく進路が保障されるような取り組みを進める。みぬまへの希望については最大限実現されるよう準備を行う。
⇒要求をまとめること。最近乖離しがちな親と子の要求を高い地点で一致させていけるような取り組みについて検討する。
- ⑪地域生活支援拠点等の事業検討を行う。
⇒入所機能を備えた拠点施設の考えが薄まる。福祉実践における総合的力量的向上をはかる視点を持った拠点のあり方について検討を進める。
- ⑫みぬまの基本的要求を実現させるための運動を様々な団体と共同して進める。
⇒暮らしの場の不足を訴え拡充を求めること、社会福祉事業の施設整備を公的責任で進めること、社会福祉事業の人員や設備の基準を抜本的に改めること、職員を確保し、労働条件を引き上げるために必要な報酬の引き上げを行うことなどを求める。
- ・前年体制による次年体制の確保の矛盾解消
 - ・開所時資金の補助
 - ・施設整備費の補助基準、補助率の改善 備品費の補助
 - ・算定根拠を明確にした報酬の抜本的改定。日払い、入所施設の土日、夜間の報酬の改定
 - ・グループホームの実態改善に見合う報酬の改定 職員配置基準の改善 家賃補助
 - ・ロングショートの日数制限を止め、実態改善のための施策を充実すること
 - ・退職共済の補助復元

3. 事業について

[施設、事業の運営]

- ・ 川口太陽の家(生活介護) 国の美術振興事業実施(2016年度から)
- ・ アトリエ「輪」(生活介護・定員20名・2015.4開所) 2019年度事業休止
- ・ 太陽の里(生活介護・施設入所支援・短期入所)
- ・ オレンジホーム(グループホーム)2010年3月1日
- ・ サンライズ(グループホーム)2009年3月27日第2と含めて一体化) 2019年4月一部移転。
- ・ 大地(生活介護38名・施設入所支援・短期入所)
- ・ 白岡太陽の家ーにじ (生活介護・新築移転) 2012年4月1日
- ・ 大宮太陽の家(生活介護)2012年4月1日 2019年4月から従たる事業所廃止
- ・ 白岡市障害者デイサービスセンター(2008年から5年委託)
- ・ 蓮田はずの実作業所(生活介護=蓮田市から土地建物無償貸与) 2012年4月1日

- ・生活支援センター
 - ・大宮区障害者生活支援センター（2006年10月）
 - ・埼玉北障害者生活支援センターたいよう（2006年10月）※2018年からさらさらの分の機能強化
 - ・川口市障害者相談支援センターみぬま（2006年10月1日）
 - ・北区障害者生活支援センター（2008年4月1日）
虐待防止の機能（2012年4月1日）
 - ・埼玉北地区基幹相談支援センタートロンコ(2018年4月)（じりつと共同運営）
- ・サポートセンターたいよう 2019年度事業休止
居宅支援事業（2006年12月1日認可）
行動援護 居宅介護事業 重度包括支援（川口太陽の家内 東部出張所大地内）
- ・生活サポートセンターたいよう 生活サポート事業
- ・久喜市地域活動支援センター（2013年4月1日から委託）
- ・児童発達支援事業「シャイン」（定員10名・2015年4月開所）
- ・しらゆりの家（単独型短期入所事業・定員10名 2016年4月川口市から委託）
- ・はれ(2019年4月開所、生活介護・施設入所支援・短期入所)

(1)暮らしの場の拡充

- ①4月1日、川口市木曾呂に新入所施設が開所する。40名定員。
- ②暮らしの場の整備に向けた検討を進める。第3期将来構想の事業の検討に位置付けた論議を始める。
40名定員での入所選考の過程でさらなる暮らしの場の課題が浮き彫りになってきた。これまでの関係や活動から切り離されない生活の場の創設の課題である。入所施設の都市部への再編、整備への公費助成の抜本的拡充とともに、重度の仲間も、安心して暮らし続けることができるグループホームの制度改善と整備が運動課題になる。
川口太陽の家地域、大宮太陽の家地域、白岡蓮田地域でのグループホーム整備の可能性について検討する。
- ③グループホームの「日中サービス支援型」について学習し検討する。
オレンジホームは移行できないか。検討する。
- ④サンライズの生活環境の改善を進める。
4月に白岡に一部移転する。
一部移転以降の計画を立てる。②の暮らしの場の検討など地域の運動と連携する。
- ⑤地域生活支援拠点について検討し、あり方等について、行政や自立支援協議会などと協議する。
必要な事業の実施に向けた検討、準備を行う。
[地域生活支援拠点整備の目的]－国
障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、重度障害にも対応できる専門性を有し、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図る。
相談・緊急時の受け入れ対応・体験の機会・場・専門的人材の確保・養成・地域の体制づくりの機能を備えるとしている。「拠点整備型」と「面的整備型」がある。
- ⑦大地の重介護化への対策をたてる。
- ⑧ロングショートの解消など、太陽の里の短期入所の改善に関わる課題について方針を出す。
- ⑨暮らしの場における高齢化への対応を検討する。
- ⑩短期入所事業の課題に対策をたてる。
日数制限に対策をたてる。
しらゆり型の短期入所事業を他地域に広げられるように取り組む。

(2)通所の場の整備、拡充

- ①大宮太陽の家の改善、さいたま市の拠点となりえる施設の検討
大宮太陽の家の改善と合わせて、さいたま市に拠点となる、総合的な課題要求にこたえうる施設の整備を進める方針をまとめる。
「30人規模のしっかりした建物の施設を公的補助を得て整備する。」などベースか。

さいたま市の施設間連携やさいたま市民の会などの活動に参加する。

②シャインを児童発達支援センターにする。

県・市との相談済。事業変更する。11月の理事会、評議員会で承認済。手続き中。

家族支援など含めて地域の中核的な療育支援施設になることから、圏域の自立支援協議会と協議連携していく方針になる。現状、大地に併設であるが将来は独立した施設整備を進めたい希望がある。

③白岡デイサービスセンターの運営改善しえる制度活用について検討する。

デイサービスセンターの機能の有用性について白岡市蓮田市などと協議し確認する。

運営を改善できる仕方について白岡市蓮田市と協議する。

④通所の仲間の生活要求にどうこたえるか。

通所施設の夕方以降の対応について検討する。

4. 運営について

(1)労働条件について

①パート時給の引き上げを実施する。各経験年の時給をそれぞれ60円引き上げる。パートの処遇改善手当をなくす。

②5月の10連休の扱いについて組合と協議する。

③有給5日付与の義務化を実施する。

④65歳以上の雇用条件を定める。

・65歳で雇止めとする。(62歳定年、条件を引き継いで再雇用となっている。)

・時給に上限を設けて再雇用とする。

⑤新しい経済政策パッケージに基づく障害福祉人材の処遇改善について、可能なものについて実施する。(2月25日現在通知なし。)

(2)経営について

①年度予算、決算書について検討し、中期的に安定的発展的な経営状態を確保できるように対策する。

②はれの当面の運営資金について対策する。2か月分が未収になる。

②各施設・事業の修繕積立について検討し実施する。

③新しい経済政策パッケージに基づく処遇改善について検討し必要により実施する。(未確定)

(3)法人運営について

①労働組合との協議を定期的に行う。

②後援会との協議を定期的に行なう。

③法人運営の基本的な執行及び検討を常任理事会で行う。

④法人に以下の会議を置く。(基幹会議)

常任理事会 法人事務局

施設運営担当者会議(地域グループ会議・分野別会議開催)

法人事務会議 *別に請求担当者会議開催

第3期将来構想事務局 運動部会 研究研修部会 文化部会 事業部会 経営部会

暮らしの場準備会(後援会合同)

人事対策部会(総務)

法人研修委員会 法人支援会議 法人権利擁護虐待委員会

集運営会議

IT委員会

白岡・蓮田地域の施設検討会

施設運営会議(大宮太陽の家・シャイン・白岡デイサービス・久喜地活)

⑤次の行事・事業を行う

・成人式還暦の祝い。1月 ・職員の勤続表彰。6月

(4)施設運営について

①発達障害など困難な状態にある仲間への取り組みの質を確保する。

施設・事業の運営は、制度の変化、仲間の高齢化、障害の重度化、複雑化、人材不足などにより困難の度合いを増している。施設運営における施設、施設長の自立的力量の強化と、機能連携による総合的力量的強化を図ることが課題になる。

ソーシャルワーク、実践・障害理解の専門的視点を事業、運動の原動力にする。

②人事

・管理職	はれ施設長	黒田徹(川口太陽の家施設長から異動)
	川口太陽の家施設長	篠崎秀一(アトリエ輪施設長から移動)
	副施設長	高橋実(川口太陽の家支援員から昇格)
	大宮太陽の家施設長	高橋守(にじ施設長から異動)
	にじ施設長	菌部泰由(太陽の里施設長と兼務)
	シャイン施設長	植村勉(大地施設長と兼務)
	サンライズ副施設長	原島和人(サンライズ支援員から昇格)

- ・管理職養成に取り組む。必要な施設に副施設長を置き将来的な管理職人材を養成する。管理職養成に関わる研修を行う。
- ・採用プロジェクトチームでの取り組みを進める。

(5)研修・人材の育成

①基本的事項の継承とともに、実践・事業・運動の発展を推進する職員の組織的力量的の向上をめざして研修を組織する。経験年に応じた体系として実施する。

以下について研究研修部会が全体方針を出し、研修委員会が実施する。

- ・新任研修を行う。開催時期について検討する。
- ・実践報告会を開催する。(2月予定)
- ・発達保障講座を開催する。(子育て支援事業として地域講座として開催する。)

管理職研修を実施する。(担当=常任理事会)

経験年に応じた体系を明確にする。

サビ管等資格要件の研修を組織的に行う。(総務)

②法人合同研修を継続する。(法人間連携として)実施する。

③施設間交流としてインターンシップ研修を検討する。

④海外研修を実施する。

全障研の海外研修に2名派遣する。

⑤新任職員交流会を開催する。